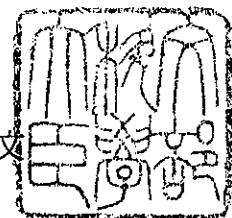




25文科高第966号  
平成26年3月25日

国立大学法人東京医科歯科大学長 殿

文部科学大臣  
下村 博文



国立大学法人東京医科歯科大学の達成すべき業務運営に関する  
目標（中期目標）の変更について

平成26年1月30日付け東医歯総第175号をもって中期目標の変更について意見提出のあった標記の件につき、別添のとおり定めたので、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第30条第1項の規定に基づき、貴法人に提示します。



## 国立大学法人東京医科歯科大学の中期目標 新旧対照表

現 行	変 更 案	変更理由
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>3 その他の目標</p> <p>(2) 国際化に関する目標</p> <p>○国際化に関する基本方針</p> <p>25) <u>国際化を推進するために学内環境の整備を行うとともに、教育、研究、医療を通じた国際貢献への取組を推進する。</u></p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>3 その他の目標</p> <p>(2) 国際化に関する目標</p> <p>○国際化に関する基本方針</p> <p>25) <u>グローバル化に対応するため、学内環境の整備を行うとともに、教育、研究、医療を通じた国際貢献及び国際交流への取組を強化し、国際化を推進する。</u></p>	<p>本学の国際教育研究拠点地域にジョイント・ディグリーコースを設置し、周辺国までを含めた人材養成の拠点化を行うTMDUグローバルスタンダード形成戦略を推進するため。</p>